

《論説・動向》

中世への「窓」としての異端審問記録

図師 宣忠

はじめに¹

2024 年度に南フランスのトゥールーズで開催された展覧会から話を始めよう。サン・レイモン博物館とジャコバン修道院の二つの会場を舞台とした「〈カタリ派〉：十字軍のなかのトゥールーズ」展²は、現在歴史家の間で盛んに議論されている〈カタリ派〉像に関する問題を軸に、アルビジョワ十字軍の経緯を辿るとともに、異端とされた〈カタリ派〉にまつわる紆余曲折を紹介するものであった（会期：2024 年 4 月 5 日～2025 年 1 月 5 日）。異端カタリ派に焦点を当てた初めての大規模な展覧会であり、13 世紀のトゥールーズとその周辺地域の歴史を振り返るために、およそ 300 点に及ぶ品々（古文書・写本、考古学的遺物、絵画、盾や衣装の復元品など）が展示された³。9 ヶ月の会期を通じて 21 万人以上の来場者を数え、「これぞ大成功と呼ぶにふさわしい」とその閉幕が報じられた⁴。トゥールーズ市によると、「この展覧会の成功は、観光や大衆文化の対象となったカタリ派に対する一般市民の関心と、その背後にある科学的研究への関心を裏付けるものであり、〈カタリ派〉という概念そのものを再検討し、再考することで、来場者に新たな物語を提供するものである」という⁵。

実際、近年の南フランスでは〈カタリ派〉なる表現が人口に膾炙してきている。オクシタニー地域圏のオード県では、1992 年より「カタリ派の里（Pays Cathare）」という呼称を用いた観光誘致を展開しており、「カタリ派の城（Châteaux Cathares / Châteaux du Pays Cathare）」と銘打った史跡や博物館に多くの観光客を呼び込もうとしてきた⁶。また、〈カタリ派〉を商品名に掲げたビールやワイン、チーズが販売されるほか、一般向けの書籍や漫画（バンド・

¹ 本稿は以下の科研報告書に寄せたエッセーに加筆修正を施したものである。図師宣忠『「モンタイユー」を読み直す——異端審問記録の「読み」の可能性をめぐって』青谷秀紀編『中世後期ヨーロッパ世界と贖罪・規律・権力』科学研究費補助金：基盤研究(C) (JSPS 科研費 17K03193) 成果報告書、2022 年 3 月、41-56 頁。

² “Cathares”. Toulouse dans la croisade (Musée Saint-Raymond & Couvent des Jacobins; 5 avril 2024 / 5 janvier 2025)

³ Le Figaro の記事 (2024 年 4 月 6 日付) を参照。 <https://www.lefigaro.fr/arts-expositions/l-histoire-complexe-des-cathares-s-expose-a-toulouse-20240406> (最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日)

⁴ ici (旧 France Bleu) の記事 (2025 年 1 月 7 日付) を参照。 <https://www.francebleu.fr/infos/culture-loisirs/plus-de-210-000-visiteurs-pour-l-exposition-cathares-toulouse-dans-la-croisade-4565338> (最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日)

⁵ Actu の記事 (2025 年 1 月 12 日付) を参照。 https://actu.fr/occitanie/toulouse_31555/apres-un-succes-record-pour-cathares-quelle-sera-la-prochaine-grande-expo-a-toulouse_62094924.html (最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日)

⁶ 観光資源としての〈カタリ派〉の活用については、「歴史の利用」という観点から問題も指摘されており、別稿にて検討することにした。さしあたり、以下を参照。William Genieys, ‘Le territoire imaginaire du “Pays Cathare”’. Nouvelles dynamiques du développement local en milieu rural’, *Pôle Sud*, 7 (1997), pp. 118-131.

デシネ)⁷も数多く出版されている。

しかし、歴史学的に見たとき、中世南フランスでは〈カタリ派〉という用語は実際には用いられておらず、表現が一人歩きしている感も否めない。そもそも〈カタリ派 (Cathari)〉とは、1164 年にシェーナウのエクベルトゥスがケルンの二元論異端に対して与えた名称だが、同時代の教会人によって、さらに後世の歴史家によっても西欧の二元論異端はあまねく〈カタリ派〉と見なされることになった。これに対して、近年では〈カタリ派〉は教会人によって「創造」されたレッテルに過ぎないとしてその存在が疑問視されたり、あるいは〈カタリ派〉を地域ごとの特性を踏まえて複数形 (les ‘catharismes’) で捉える必要性が指摘されたりと、異端カタリ派の理解をめぐる論争が続いている⁸。〈カタリ派〉展のキュレーターでもあるサン・レイモン博物館館長のロール・バルテが「〈カタリ派〉という表現がどこから来たのか、なぜ私たちの言葉の一部になったのかを理解することが狙いだ」と語るように、本展覧会は人口に膾炙した〈カタリ派〉という表現を冠しつつ、現在進行形で歴史家によって議論されている問題に切り込もうとする意欲的な展示であった⁹。

ここで注目したいのが「歴史の伝え方」である。通説とされた歴史像を伝えるだけではなく、〈カタリ派〉像をめぐる議論そのものを提示するという本展覧会のアプローチは、博物館での歴史展示を超えて歴史教育のあり方を考える上でもきわめて示唆に富むものだからである。そこで本稿では、〈カタリ派〉展から派生して、異端審問記録という史料がいかにして過去の世界を見通す「窓」になりうるかという観点から異端にまつわる歴史叙述の問題について雑感をまとめることにする。その際、異端審問記録の読み解きとそれに基づく歴史像の提示に関する興味深い事例として注目したいのが、〈カタリ派〉への異端審問記録をもとにしたエマニュエル・ル＝ロワ＝ラデュリによる『モンタイユー』である。

南西フランス・アリエージュ地方にモンタイユーという村がある。ピレネー山脈北麓、標高 1300 メートルほどのところに位置し、2022 年時点で人口 17 人という小さな山村である¹⁰。このモンタイユー村は、エマニュエル・ル＝ロワ＝ラデュリが 1975 年にこの村の名前を冠した書物 (『モンタイユー：1294 年から 1324 年のオクシタニーの村』) を刊行したことで一躍有名になった¹¹。ル＝ロワ＝ラデュリは、14 世紀初頭に、戸数 50、人口 200～250 人ほどが暮らしていたと推測されるモンタイユー村のどこに注目をし、何を明らかにしたのか。『モンタイユー』はアナール派第三世代のル＝ロワ＝ラデュリによる社会史・ミクロストリ

⁷ フランス語圏 (フランスやベルギー) におけるコミックは、総じてバンド・デシネ (bande dessinée : BD) と呼ばれ、アメコミ (アメリカン・コミックス)、日本のマンガと並んで世界 3 大コミック産業の一角を占める。BD は全ページがフルカラー、ハードカバーの大判であり、日本の漫画とは趣をかなり異にする。

⁸ A. Sennis, ed., *Cathars in Question* (York, 2016); Jean-Louis Biget, Sylvie Caucanas, Michelle Fournié et Daniel Le Blévec (dir.), *Le « catharisme » en questions* (Cahiers de Fanjeaux 55), (Fanjeaux, 2020).

⁹ 本展覧会では、考古学・歴史学を中心に歴史遺産や中世主義に至るまで総勢 89 名の専門家による解説がまとめられた 472 ページに及ぶカタログも刊行されている。Laure Barthet et Laurent Macé (dir.), “Cathares”. *Toulouse dans la croisade* (Paris, 2024). 本カタログの内容を含めて展示全体の振り返りは他日を期すことにしたい。

¹⁰ Institut national de la statistique et des études économiques, Populations légales 2018, Commune de Montailou (09197) <https://www.insee.fr/fr/statistiques/8288323?geo=COM-09197> (最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日)

¹¹ Emmanuel Le Roy Ladurie, *Montailou, village occitan de 1294 à 1324* (Paris, 1975).

アの成果と見なされてきたが、刊行からおよそ半世紀が経とうとする本書について、これまでどのような文脈でいかに受け止められてきたのか、とりわけ史料の扱いに注目しながら現時点での評価を振り返ってみたい。そのうえで、本書に対する方法論的な批判を踏まえて、異端審問記録をいかに「読む」かについて若干の考察をしてみたい。まずは『モンタイユー』の内容を確認しておこう。

1. 『モンタイユー』の概要

12 世紀半ばからラングドック地域¹²に〈カタリ派〉と総称されることになる二元論的な異端が広がっていた。13 世紀初頭にその異端根絶を旗印にアルビジョワ十字軍（1209-29 年）が起こされ、十字軍後の 1230 年代に教皇直属の異端審問が創設される。異端審問の進展および托鉢修道会の活動を通じて異端カタリ派は 14 世紀前半に消滅することになるが、その直前、1318 年から 1325 年にかけてパミエ司教ジャック・フルニエによってモンタイユー村を含む地域一帯を対象とした異端審問が実施された。その審問記録が伝来しており、ル=ロワ=ラデュリはこの史料をもとに、1294 年から 1324 年までのおよそ 30 年間を対象として、おもに農民と羊飼いかからなる住民たちが何を信じ、何を実践していたかを描いたのだ。なお、この史料はジャン・デュヴェルノワによって 1965 年にプリヴァ社から刊行され、『モンタイユー』刊行後の 1978 年にはフランス語訳も出されている¹³。

ル=ロワ=ラデュリ『モンタイユー』の企画はピエール・ノラのもとでガリマール社の「歴史学叢書」に含められ、初版（1975 年）として 6000 部が刷られた。ル=ロワ=ラデュリによるモンタイユー村の「民俗誌」の試みは、「学問的な成功と広範な読者へのアピールを兼ね備えたもの」との高い評価を得てベストセラーとなり、版を重ねていくことになる¹⁴。フランソワ・ミッテラン大統領がテレビで「私もそれを読んでいるところだ」と表明し、売れ行きが加速するなど人気を博し、モンタイユー村も観光客で溢れかえったという。2014 年時

¹² 『モンタイユー』の原題には「オクシタニーの（あるいはオック語の）村」というサブタイトルが付けられているが、「オクシタニー Occitanie」とは全オック語地帯を広く示す曖昧な表現であり、歴史的な地域を示す際には「ラングドック Languedoc」が用いられることが多い。ここで言う「ラングドック」とはおおよそローヌ河以西の地中海岸（低ラングドック）からガロンヌ河上中流域（高ラングドック）にかけての地域を指す。一方の「オクシタニー」は 14 世紀に初出するものの、20 世紀半ばからしばしば用いられるようになった用語であり、公教育におけるオック語採用の要求、フランス連邦制の主張などの政治運動のなかで主に用いられてきた。ちなみに、政治運動自体は 1980 年代を境にある程度の落ち着きを見せたが、折からの地域圏の統合で、2016 年 9 月 30 日から「オクシタニー地域圏 Région Occitanie」という公式名称が採用された。「オクシタニー」問題については、以下を参照。金子明日香「オクシタニーとは何か——ド・ゴール体制からミッテラン政権下における南フランス地域主義運動からの考察」『筑波大学地域研究』20（2002 年）、65-79 頁。Pierre Lavelle（傳田久仁子訳）「表象としての国民——南仏かオクシタニか？」『人文研究』45(9)（1993 年）、887-910 頁。

¹³ J. Duvernoy, éd., *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier (1318-1325): manuscrit no. Vat. Latin 4030 de la Bibliothèque Vaticane*, 3 vols (Toulouse, 1965); J. Duvernoy, trad., *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier (évêque de Pamiers), 1318-1325*, 3 vols (Paris, 2004; 1^{re} édition: 1978).

¹⁴ 'Montaillou, village occitan', par Jérôme Gautheret, *Le Monde*, le 11 août 2008. https://www.lemonde.fr/idees/article/2008/08/11/montaillou-village-occitan-par-jerome-gautheret_1082385_3232.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日）

点、ル=ロワ=ラデュリのインタビュー記事によるとフランスだけで 25 万部の売り上げがあった¹⁵。

このほか、続々と各国語訳も出された¹⁶。英語訳は原著から半分ほどに縮約されており¹⁷、ル=ロワ=ラデュリは、とある書評で自著の英語訳の問題点に触れた際に、オランダ語訳やスウェーデン語訳のほうが「アングロ・サクソン」のものに比べて、より慎重で、より徹底的な正確さを持っていたと述べている¹⁸。その意味では、渡邊昌美ほかによる日本語訳（1990/91 年）で全訳がなされたことは素直に喜ばしい。訳語の不統一やルビのカタカナ表記の誤植など、いくらか不備は見られるものの、訳注も充実しており、全体としてきわめて信頼に足る優れた訳書である¹⁹。

さて、その日本語訳に沿って、本書の目次を掲げてみる。

序章 異端審問から民俗誌へ

第一部 モンタイユの生態学——家と羊飼い——

- 第一章 環境と権力
- 第二章 家ないし家族——ドムスとオスタル——
- 第三章 クレルグ一族——支配者の家——
- 第四章 貧しい羊飼い
- 第五章 大規模移動放牧
- 第六章 ピレネー牧羊の民俗
- 第七章 羊飼いの気質

第二部 モンタイユの考古学——身振りから神話へ——

- 第八章 身振りと性
- 第九章 クレルグ家の愛欲
- 第十章 かりそめの縁
- 第十一章 結婚と愛情の役割
- 第十二章 結婚と女性の立場

¹⁵ ‘Emmanuel Le Roy Ladurie, une vie avec l’histoire’, *La Nouvelle Revue d’Histoire*, 74, septembre-octobre 2014. <http://www.la-nrh.fr/2014/09/emmanuel-le-roy-ladurie-une-vie-avec-lhistoire/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日）

¹⁶ 例えば、英語（1978）、スペイン語（1981）、ノルウェー語（1986）、ドイツ語（1989）、日本語（1990/91）、中国語（1997）、ポーランド語（1998）など。

¹⁷ Emmanuel Le Roy Ladurie, trans. by Barbara Bray, *Montaillou: Cathars and Catholics in a French village 1294-1324* (London, 1978). 英語訳に対する評価としては、Janet L. Nelson, ‘[Review] *Montaillou: Cathars and Catholics in a French Village, 1294-1324*. By Emmanuel Le Roy Ladurie and Barbara Bray’, *The Economic History Review*, 32-1 (1979), pp. 154-155. 英語訳は簡略版ながら版を重ね、2008 年にはル=ロワ=ラデュリのコメントを新たに付した 30 周年記念版も刊行されている。

¹⁸ Emmanuel Le Roy Ladurie, ‘[Review] *Power and Purity: Cathar Heresy in Medieval Italy* by Carol Lansing’, *History of Religions*, 41-2 (2001), pp. 189-192.

¹⁹ エマニュエル・ル・ロワ・ラデュリ（井上幸治・渡辺昌美・波木居純一訳）『モンタイユ——ピレネーの村 1294～1324 〈上〉〈下〉』（刀水書房、1990 年、1991 年）（以下、『モンタイユ』と略記）。

- 第十三章 子供の時代、人生の諸時期
- 第十四章 村で死ぬ
- 第十五章 文化交流と社交の構造——書物と団欒——
- 第十六章 社交の構造——女・男・若者——
- 第十七章 居酒屋・ミサ・一族
- 第十八章 精神の装置——時間と空間——
- 第十九章 自然と運命の感覚
- 第二十章 呪術と救済
- 第二十一章 聖母と諸聖者
- 第二十二章 宗教慣行
- 第二十三章 逸脱と善信者
- 第二十四章 恥と罪
- 第二十五章 貧困・喜捨・労働
- 第二十六章 民俗と亡霊
- 第二十七章 死後と冥界
- 第二十八章 家と彼岸

序章「異端審問から民俗誌へ」では、基本史料となるパミエ司教ジャック・フルニエ（後にアヴィニョン教皇ベネディクトゥス 12 世となる）の異端審問記録に触れた上で、モンタイユー村の「民俗誌」を試みる旨の説明がなされる。

序章に続き、第一部の「モンタイユーの生態学」では、モンタイユーの物質文化が扱われ、この村の基本的な枠組みが明らかにされる。自然の概観と支配の構造（第一章）、村落生活の基盤としての家と家族（ドムス *domus*／オスタル *ostal*）（第二章、三章）、羊の群れを移動させながら暮らす移動放牧生活の特徴について広範囲にわたって描写（第四章～七章）がなされ、長いタイムスパン（*longue durée*）をもったほとんど変化のない構造が浮き彫りにされる。

ル＝ロワ＝ラデュリは、世帯（ハウスホールド）を基盤とした家（ドムス）の世界としての村の生活と、家（ドムス）から切り離された羊飼いたちの山での生活を対照させる。村の生活については、村の要職を独占し、血縁をはじめとする人間関係を通じて一大党派を形成していたクレルグ一族の人々を例に出し、山の生活については、優しく、自由を愛する「善良な羊飼い」であるピエール・モリという人物を通して描いていく。羊飼いの生活についてはその後もいろいろな箇所でも論じられているが、村落生活よりも詳細にわたって扱われ、理想化して描かれている。

第二部の「モンタイユーの考古学」では、まず前半において、身体言語としての身振りと性・リビドー（第八章～十章）、ライフサイクル（婚姻、幼年時代、死）（第十一章～十四章）といった問題が扱われる。次いで後半では文化と心性（*mentalités*）のテーマに移る。社会的

結合の構造（第十五章～十七章）、時間・空間・自然の観念（第十八章～十九章）、宗教慣行、個人と集団の倫理と社会観、呪術など村の民俗と民衆文化（第二十章～二十五章）、最後に亡霊、冥界という死と救済の問題（第二十六章～二十八章）が扱われる。なかでも地方の貴婦人で性的魅力に溢れたベアトリス・ド・プラニッソルと、彼女を誘惑する攻撃的かつ自信満々な司祭ピエール・クレルグとの愛欲の関係は有名なものとなった。

第二部で扱われたテーマはル=ロワ=ラデュリ独自のものというわけではなく、不信仰について（L・フェーヴル）、家について（F・ブローデル）、子供期について（Ph・アリエス）、性的関係について（J-L・フランドラン）などフランス史でこれまでに問われてきた諸問題と共通していることが分かる。ル=ロワ=ラデュリはそれぞれのテーマを引き受け、モンタイユー村の事例を通じてそれらを考察していったのだ。

2. 『モンタイユー』の評価をめぐって

それでは本書がどのような評価を受けてきたのか、振り返ってみよう。ル=ロワ=ラデュリは、アナール派第三世代の旗手として、日本でも数多くの著作が訳されている²⁰。彼は、かつて自らの歴史学を「歴史民族学(ethnographie historique)」、また「歴史人類学(anthropologie historique)」、「人類学的歴史(histoire anthropologique)」への試みと位置づけたこともあり、社会史あるいは「新しい歴史学(nouvelle histoire)」の担い手という捉え方もされる。

『モンタイユー』については、ミクロストリアの先駆的な事例、また民衆文化に光を当てた「下からの歴史」として受け止められてきた。初期の書評では、たとえばロベール・フォシエは、「全体史は可能であった」として、生態学、考古学、社会学、民族学、心理学など多角的なアプローチを評価している²¹。まさにアナール学派としての「新しい歴史学」の可能性を示す著作として、本書はさまざまな場面で注目され、好評を博してきた。

しかしその一方で、『モンタイユー』はその刊行直後から批判もなされてきた。ナタリー・ゼーモン・デーヴィスは本書に刺激を受けてその後『帰ってきたマルタン・ゲール』を物すことになるが、民衆文化を解き明かす本書を評価しつつ、その後の批評の先駆けとして本書の問題点を指摘している²²。また、卓越した中世学者であり長らくヴァチカン図書館長をつとめたレナード・ボイルも、方法論と史料批判の観点から批評を展開した²³。ここでは、これらの指摘を踏まえて、ル=ロワ=ラデュリの史料の扱いについて具体的に検討してみるこ

²⁰ 主だったものとして、E・ル=ロワ=ラデュリ（杉山光信訳）『ジャスミンの魔女——南フランスの女性と呪術』（新評論、1985年）；同（稲垣文雄訳）『気候の歴史』（藤原書店、2000年）；同（蔵持不三也訳）『南仏ロマンの謝肉祭（カルナヴァル）——叛乱の想像力』（新評論、2002年）。本稿にとっては次の文献がとくに重要となる。エマニュエル・ル・ロワ・ラデュリ（樺山紘一ほか訳）『新しい歴史——歴史人類学への道』（新評論、1980年）。

²¹ Robert Fossier, '[compte-rendu] Emmanuel Le Roy Ladurie. *Montaillou, village occitan, de 1294 à 1324*. Paris, Gallimard, 1975', *Bibliothèque de l'École des chartes*, 135-1(1977), pp. 196-200.

²² N. Z. Davis, 'Les conteurs de Montaillou', *Annales*, 34 (1979), pp. 61-73.

²³ L. Boyle, 'Montaillou Revisited', in *Pathways to Medieval Peasants*, ed. J. A. Raftis, (Tronto, 1981), pp. 119-140.

とにしよう²⁴。

ル=ロワ=ラデュリは、『モンタイユー』で用いた主要史料について「農民みずから語る、第三者の手を経ない証言である」と捉え、本書の中では村民の証言をイタリック体で引用している。これらの会話は、農民の口から直接、気ままに話されたものだと言われ、まるで私たちが時を越えてモンタイユー村にいて農民たちの会話をそっと「盗み聞き」しているかのように思わせる話し言葉で表されている。また、農民を、自らが属する村や社会について明瞭な見識を持ちしっかりと意見を述べる話し手としてテキストに組み込む。つまり、農民の生の声にアクセスできる史料であるという点が強調されているのだ。

以下、ル=ロワ=ラデュリがどのように農民たちの会話を再現しているのか、一例を示す（分かりやすくするために、原文のイタリック体の箇所には下線を追加した）。

Les Planissoles, proches parents de l'aimable Béatrice, n'étaient pas non plus blancs comme neige. Ils étaient même coupables, tout comme les Junac, d'homicide par étranglement. Ils ne s'en portaient pas plus mal. On en jugera par le dialogue suivant :

Raymond de Planissoles a commis un bien grand péché, déclare Raymond Bec, de Causou, à l'intention d'Aycard Boret, complice des Planissoles, le jour où il a étranglé et tué Pierre Plan, qu'il a enterré ensuite dans le jardin de son père, Pons de Planissoles. Raymond n'aurait pas dû aggraver encore ce péché, en déflorant Gaillarde, sa propre servante !

--Certes, répond Aycard Boret, Raymond et moi, nous avons assassiné cet homme et nous l'avons enterré dans un lieu qui n'était pas consacré. Mais ni Raymond, ni moi ne craignons le péché. En effet, nous avons avoué tout cela au procureur du comté de Foix, Guillaume Courtete, avec lequel nous nous sommes arrangés (III, 347)²⁵

対応する日本語訳も引いておく。

愛すべきベアトリスの一族たるプラニッソル一門も、完全に潔白というわけではない。ジュナックのお歴々同様、殺人の罪に関係していたのである。だが、何の心配があらう。次の対話を見るがよい。プラニッソル家の一味エイカール・ボレに、コスーのレモン・ベックがこう言っている。

「レモン・ド・プラニッソルが犯したのは重罪だ。あの日、レモンはピエール・プランを締め殺して、父親のポンス・ド・プラニッソルの屋敷の庭に埋めたのだから。それなのに、自分の召使のガイヤルドを手籠めにしたりして罪を重ねない方がよかったの

²⁴ その他、以下も参照。Edward Benson, 'Review: Montaillou, village occitan de 1294 à 1324, by Emmanuel Le Roy Ladurie', *The French Review*, 51(6), (1978), pp. 931-932; Edna Ruth Yahil, 'Revisiting Montaillou', *Comitatus: A Journal of Medieval and Renaissance Studies* 33 (2002), pp. 149-165.

²⁵ Le Roy Ladurie, *Montaillou* (1975), p. 552.

だ」

するとエイカール・ボレが答えた。

「確かに、レモンとわしはあの男を殺して墓地でもない所に埋めた。だからと言って、レモンもわしも、罪を怖れてなんぞいない。実はフォア伯の役人ギヨーム・クルテットに全部打ち明けたから、話しはついているのさ」²⁶

レモン・ベックとエイカール・ボレとの間で交わされた殺人罪をめぐる臨場感あふれる対話 (le dialogue) が見事に再現されており、読み手は二人の話をまさに「盗み聞き」しているかのように感じられるのではないだろうか。しかし、このル=ロワ=ラデュリの記述は、コスーのレモン・ベックが異端審問官の前でエイカール・ボレについて証言をした『ジャック・フルニエ審問録』から取られている。レモンとエイカールの会話に該当する箇所を見てみよう。

Dictus Aycredus respondit ei quod de occisione dicti hominis, et de hoc quod eum sepelierant in loco non sacrato, non timebant ipse et dictus Raimundus habere peccatum, quia iam de predictis confessi fuerant Guillelmo Corteta de Fanoiovis, tunc procuratore domini comitis Fuxi, et convenerant eum eodem.²⁷

前述のエイカールは彼 (レモン・ベック) に次のように答えた。自身も前述のレモン (・ド・プラニッソル) も、その男 (ピエール・プラン) の殺人について、また彼らがその男を神聖なる場所 (=墓地) ではない所に埋めたことについて罪があることを怖れてはいない。というのは、彼らはこのことについて、当時の主君フォワ伯の役人であったファンジョーのギヨーム・クルテットにすでに告白しており、彼 (ギヨーム) と折り合いがついていたからである。

この記述から窺えるように、この箇所は異端審問官ジャック・フルニエがレモン・ベックに聴取した内容を記した供述記録である。1323 年 2 月 26 日にコスーのレモン・ベックは、エイカール・ボレの異端の罪を明らかにするために、神の恩寵によりパミエ司教のジャック・フルニエの元に「自発的に (gratis)」出頭して、神の聖なる四福音書にかけて「完全で純然たる真実 (veritate mere et plene)」を述べることを誓約し、証言した。つまり、レモン・ベックとエイカール・ボレの二人の対話は、異端審問官にエイカールの異端の罪について問われたレモンが司教法廷において再現したものであり、そこに出てくるエイカールの発言は、審問官と証言者との「対話」の中に嵌め込まれたレモン目線のエイカール像ということになる。

²⁶ 『モンタイユ』(下) 260-261 頁。

²⁷ Duvernoy, *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier* (1965), III, p. 347.

この点で、ル=ロワ=ラデュリの『モンタイユー』の刊行後に出版され、おそらく『モンタイユー』に影響を受けたジャン・デュヴェルノワのフランス語訳も、地の文をイタリック体 *italic type*、質問と告白を立体 *upright type* というように書体を使い分けており、あたかも芝居の台本の「ト書きとセリフ」のような感じになっている（ル=ロワ=ラデュリは先に見たように「対話」をイタリック体で区別して表していた）。また、史料では過去形、三人称で書かれている証言者の語りを一人称に書きなおしているのだ。『ジャック・フルニエ審問記録』の該当箇所のデュヴェルノワ訳を見てみよう。

Ledit Aycret me répondit que lui et Raimond n'avaient pas peur d'avoir péché par le meurtre de cet homme et par le fait qu'ils l'avaient enterré dans un lieu non consacré, car ils l'avaient déjà avoué à Guillaume Courtète de Fanjeaux, alors procureur de Monseigneur le comte, et s'étaient arrangés avec lui.²⁸

繰り返しになるが、ここはレモン・ベックが証言した内容を書記が記録した箇所である。ラテン語では、「(レモン曰く) エイカールが彼 (レモン) に答えた」となるのに対して、デュヴェルノワ訳では、「私 (レモン)」に答えたことになっている。また、被告に対する尋問についても、デュヴェルノワが「お前は～したか? (Avez-vous...?)」と訳すのに対して、実際の審問記録では「～かどうか問われると、[その者は] ～と答えた (Interrogata si ..., respondit quod ...)」や「同様に [次のように] 述べた (Item dixit quod ...)」という三人称の表現になっているのだ。

このように、ル=ロワ=ラデュリの記述とラテン語の供述記録、およびそのデュヴェルノワ訳とを比べてみると、臨場感あふれるル=ロワ=ラデュリの記述の「工夫」が、審問記録から証言を引き剥がしてしまっていることに気付く。読み手を魅了するこうした記述は『モンタイユー』が広く一般読者に受け入れられた理由でもあるわけだが、まさにそうした「工夫」の部分に対して批判がなされることになったわけである。

さらに、ここにはデーヴィスも指摘する俗語での聴取とラテン語での記録という翻訳の問題が関わってくる²⁹。農民たちはオック語で証言し、それがラテン語で書きとめられた。その翻訳は書記が行ったが、複数の書記で言語運用能力に差もあるわけで、ラテン語の用語の使い分けを厳密に捉えることは難しい。ル=ロワ=ラデュリは、たとえば *domus* と *ostal* は家も家族もともに指す用語だとしてその二語に実質的な違いはない、としながら、一方で、*adamare* と *diligere* (好きである・愛している) という用語は農民たちが使い分けていたと何度も主張しているのだ。先の例に戻れば、レモン・ベックとエイカール・ボレとの会話はオック語で交わされていたはずである。ジャック・フルニエの法廷に出頭したレモン・ベックは会話を思い出しながら、オック語で証言する。それが書記によってラテン語に翻訳されて

²⁸ Duvernoy, *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier* (1978), p. 706.

²⁹ Davis, 'Les conteurs de Montaillou' (1979), pp. 68-69.

記録されたということになる。

また、ナラティブの構造に関連して権力の問題も批判ポイントとして重要な位置を占める。史料に記されている証言は、農民たちが自分自身について自発的に語ったものではない。牢獄から引き出され（場合によっては拷問という脅しのもとで）求められた質問に答えた供述という視点は忘れてはならないとされる。レモン・ベック自身は被告ではなかったが、自身に類が及ばないようにするために審問官が求める「真実」を語ってはいまいか。彼ら／彼女らは下手なことを口にすれば今度は自身が疑われるという恐怖の中で証言をしているのである。この点でアメリカの文化人類学者レナート・ロサルドによる痛烈なル＝ロワ＝ラデュリ批判は注目に値する³⁰。いくつかの箇所を引用してみよう。

「この歴史家の無邪気な口調には、最初から戸惑いを感じる。彼が用いている資料（「農民たち自身の直接証言」）は、支配の文脈（「異端審問記録」）のなかから取りだされたという汚点をどうやって免れえるというのだろうか。異端審問官は、結局は自白というかたちでその証言を聞き出したのであって、日常生活の会話を立ち聞きしたわけではなかった。とするとこの歴史家は何を根拠にして、資料をそれらが集められた手段から分離させることができるというのだろうか。」³¹

「ル・ロワ・ラデュリは、資料をそれが作り出された歴史文脈から巧妙に解き放してしまった。そのために彼は序論において、この審問官の調査に権威を持たせその資料を支配の政治学から引き離す。このようにして異端審問の記録の真相とは、それがある人々（村の農民たち）が特別な状況（尋問）のもとで特殊な人物（フルニエ）にたいして述べた一連の供述であるということよりも、それが客観的な報告であるとして取り上げられている。この歴史家によってその資料は、まるで公平無私な科学の産物であるかのように巧みに扱われる。そして歴史家自身も、記録と同様に、自分を無垢なる客観的観察者の立場に到達させる。言うまでもないことだが、この序論の中心人物ジャック・フルニエがその後再び本文のなかに重要な人物として登場することはない。」³²

「この歴史家によって作り上げられた世界は、矛盾だらけの小型の村オペラみたいなものである。」³³

文化人類学者によるこうした批判に対して、歴史家の側からどのような返答が可能だろう

³⁰ R. Rosaldo, 'From the Door of his Tent: The Fieldworker and the Inquisitor', in *Writing Culture*, eds. J. Clifford and G. Marcus, (Berkeley, 1986), pp. 77-97; レナート・ロサルド（西川麦子訳）「テントの入口から——フィールドワーカーと異端審問官——」ジェイムズ・クリフォード、ジョージ・マーカス編（春日直樹ほか訳）『文化を書く』（紀伊国屋書店、1996年）、141-181頁。

³¹ 同書 145 頁。

³² 同書 148 頁。

³³ 同書 156-157 頁。異端審問記録を客観的な史料として見做す問題点はル＝ロワ＝ラデュリに限らない。たとえば、アリグザンダー・マレーは異端審問のプロセスを「テープレコーダー」になぞらえ、異端審問記録をあたかも民族誌のフィールドノートや正確な記録として見なしていた。A. Murray, "Time and Money", in *The Work of Jacques le Goff and the Challenges of Medieval History*, ed. M. Rubin (Woodbridge, 1997), p. 7.

うか。間接的にはあるが、カルロ・ギンズブルグの「人類学者としての異端審問官」というエッセーが一つの道筋を示してくれている³⁴。ギンズブルグは、人類学者と異端審問官とのアナロジーに接して、記録作業（ドキュメンテーション）の問題に注目し、異端審問記録を「対話的なテキスト」として読むことを提唱する。

「異端裁判記録のなかで互いに出会っているのをわたしたちが見ている人物たちは、自明のことながら、同一の平面上にはいない。……これらの記録文書は中立的なものではない。それらがわたしたちに提供している情報は、とても「客観的」なものどころではない。それらはあるひとつの特殊な関係、それも根底において不平等な関係の産物として読まれる必要がある。」³⁵

「彼ら（異端裁判官や説教師）の目的は、彼らが真実であるとかんがえていたものを信じることへと他の人間たち（被告、聴衆、信徒一般）を誘導していくことであつた。……わたしたちの解釈は、異端裁判官たちがおこなうことのできたものよりもはるかに広範な比較を遂行することによって、統制することができる。」³⁶

つまり、史料のバイアスを踏まえてそれらをどのように取り扱うか、また単独の史料からのみ歴史像を組み立てるのではなく、複数の隣接する史料群との突き合わせも必要だということになる。ギンズブルグのこうした指摘は、近年の歴史研究においては共通認識となっている。

もちろん、ル=ロワ=ラデュリがそれらを実践していなかったかというところを言うわけではない。たとえば、『ニュー・ヒストリーの現在』を編んだピーター・バークは史料の問題点を踏まえた上でル=ロワ=ラデュリを次のように評価する³⁷。

「民衆文化史家たちは、裁判記録とくに容疑者への尋問を非常によく利用してきた。下からの歴史学のふたつの有名な研究は異端審問記録に依拠している。……ル=ロワ=ラデュリの『モンタイユ』（1975 年）とギンズブルグの『チーズとうじ虫』（1986 年）がそれである。……これらの史料はすべて厄介な問題をはらんでいる。民衆文化の歴史家たちは、審問と裁判という、被告人の人生のうちでも特殊な記録にもとづいて、通常の日常的枠組みを再構築しようとしているのである。彼らは、典型的な集団に属さないかもしれない被告人が、平常ならざる状況下（恐ろしい状況とまではいわないにしても）において供述したところにもとづいて、普通の人びとが考えたことがらを再構築しよ

³⁴ カルロ・ギンズブルグ（上村忠男訳）「人類学者としての異端裁判官」同『歴史を逆なでに読む』（みすず書房、2003 年）、130-148 頁。

³⁵ 同書 138 頁。

³⁶ 同書 146 頁。

³⁷ ピーター・バーク編（谷川稔ほか訳）『ニュー・ヒストリーの現在——歴史叙述の新しい展望』（人文書院、1996 年）（原著：1991 年）、20 頁。

うと試みている。それゆえ史料の行間を読むことが不可欠となる。もとより行間を読むことはなんら不都合なことではない。とりわけ、ギンズブルグやル=ロワ=ラデュリのように繊細さを持ち合わせた歴史家によって試みられる時は、そうである。」

また、同書ではジム・シャープも異端審問記録が「下からの歴史」に資するとして『モンタイユ』を高く評価している³⁸。

「(『モンタイユ』は) 中世の歴史を扱ったどの書物よりも多くの関心を集め、よく売れ広く読まれた。もちろんその書物は学界内部では批判も受けたし、ル=ロワ=ラデュリの方法や史料の扱いについても多数の疑問が示された。下からの歴史をめざす者が、こうした問題についても他に劣らず厳格でなければならないのはもちろんである。しかし、『モンタイユ』は、こうした視座から歴史を書くさいの、ある種のランドマークのようなものとして屹立している。……たとえ欠陥があるにせよ『モンタイユ』は、下からの歴史が一般の読者に訴えうることでなく、あるタイプの公的記録を、過去の人びとの精神的、物質的世界を探るために使用しうることを証明した。」

実際、行間を読みながら農民の歴史を壮大に描いてみせたル=ロワ=ラデュリの民俗誌の試みは私たちに多くのことを伝えてくれる。しかし、『モンタイユ』への批判を経た地平に立って眺めてみると、証言というオーラルな要素がテキストにいかに刻み込まれるかという問題に慎重に向き合う重要性は確実に増してきたことに気づく³⁹。つまり、私たちに求められているのは、史料の襞に分け入る際の注意点に意識的になることなのだ。そこで、異端審問記録という史料の「読み」をめぐる議論をもう少し覗いてみたい⁴⁰。

³⁸ 同書、37頁。

³⁹ オラリティとリテラシーの関係を問う議論は、ウォルター・オングやジャック・グッディの影響を受けながら中世史においても進展してきた。Peter Burke, “Commentary”, *New Literary History*, vol. 16, no. 1, *Oral and Written Traditions in the Middle Ages* (Autumn, 1984), pp. 199-203. 中世史の議論の先駆けとして、以下を参照。M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record: England 1066-1307*, 2nd ed., (Oxford, 1993) (First published 1979); B. Stock, *The Implications of Literacy: Written Language and Models of Interpretation in the Eleventh and Twelfth Centuries* (Princeton, NJ, 1983). また、とりわけ異端問題に関連して、C. Bruschi and P. Biller (eds.), *Texts and the Repression of Medieval Heresy* (Woodbridge; Rochester, 2003).

⁴⁰ 世間的にきわめて高い評価を受ける一方で、専門的な観点から批判を受けてきたル=ロワ=ラデュリは、2001年に『モンタイユの周辺』と題した論集を編んだ。そこでは、ピレネー山麓の地域史や1998年に始まった考古学の発掘調査の成果のほか、カタリ派についての方法論や史料論を踏まえた議論が展開されている。本書は、民俗誌を超えて、多角的にモンタイユ村をめぐる歴史を解き明かそうとする試みであり、今後の異端審問研究にも有用な視座が多分に含まれている。Emmanuel Le Roy Ladurie (dir.) (Textes rassemblés par Anne Brenon et Christine Dieulafait), *Autour de Montailhou, un village occitan: histoire et religiosité d'une communauté villageoise au Moyen Age: actes du colloque de Montailhou, 25-26-27 août 2000*, Castelnau-la-Chapelle, L'Hydre éditions, 2001.

3. 異端審問記録の「読み」の可能性

ル＝ロワ＝ラデュリは「異端審問から民俗誌へ」と題した『モンタイユ』の序章において、先に触れた史料や翻訳の問題にも言及してはいるものの、本論に入るとそうした視点は完全に後景に退いてしまう。彼は異端審問記録を農民の「声」を聞くための道具として自在に活用しながら「民俗誌」を描いていくが、半世紀を経た地点に立つ私たちは、この問題を異端審問記録という史料の性質や史料自体が生み出される場の権力関係を踏まえて再検討する必要がある。つまり、「民俗誌から異端審問へ」と立ちかえてみるものが求められていると言えようか。

本書序章では、J・M・ヴィダルの研究をもとに当該審問記録の成立状況について概括されていた⁴¹。そこでここでも、まずパミエ司教ジャック・フルニエによる異端審問とその記録について確認してみることにしよう。

1280 年代、フォワ伯領北部サヴェルダンに生まれ、若くしてシトー会士になったジャック・フルニエは、パリ大学の学生、博士を経て、1311 年、フォンフロッド修道院長となる。次いで、1317 年から 26 年にかけて、パミエ司教をつとめ、この間に精力的に異端審問を行うことになる。もともとパミエ司教区は、1295 年、教皇ボニファティウス 8 世がフォワ伯領の高地部と平地部を包摂する形で新設していたものである。ちなみに、その後、1326 年にミルボワ司教となったジャック・フルニエは、翌 1327 年には枢機卿となる。そして 1334 年、アヴィニョンの教皇に選出され、ベネディクトゥス 12 世として登位する（在位 1334-42 年）。彼はパミエでの異端審問記録を携えてアヴィニョンに行ったため、それらの史料はその後ローマに移され、現在、ヴァチカン図書館に所蔵されている⁴²。

ところで、そもそも南フランスの異端審問法廷はトゥールーズとカルカソンヌに設置され、主にドミニコ会修道士（およびフランチェスコ会修道士）の異端審問官が異端鎮圧の任に当たっていた。1308 年、カルカソンヌの異端審問官ジョフロワ・ダブリが子供を除くモンタイユ村の全住民を拘禁状態に置いたことが知られており、この時点でモンタイユ周辺のエリアはカルカソンヌの異端審問の管轄であったことが分かる。しかし、ヴィエンヌ教会会議（1312 年）において、異端鎮圧の任に当たるドミニコ会士たちに司教が協力し、両者一体となって異端審問の成果を上げるように定められた。この決議をもとに、1318 年、パミエ司教直属の異端審問法廷が設置されたのである。ジャック・フルニエのもとで、パミエ法廷はカルカソンヌ法廷と密接に結びつきながら開催された。カルカソンヌの異端審問官ジャン・ド・ボヌのもとから派遣されたガイヤール・ド・ポミエスが補佐・代行者をつとめている。他の陪席者としては、司教座参事会員、各修道会士、判事、パミエ在住の法曹、

⁴¹ 『モンタイユ』（上）9-12 頁。J. M. Vidal, *Le tribunal d'inquisition de Pamiers* (Toulouse, 1906).

⁴² ヴァチカン図書館では 2025 年 3 月時点で 29,176 点の写本がデジタル化され、HP で公開されている（ちなみに、2021 年 12 月時点では 22,138 点であった）。『ジャック・フルニエ審問記録』（ラテン手稿本 4030 号）は次の通り。https://digi.vatlib.it/view/MSS_Vat.lat.4030（最終アクセス日：2025 年 3 月 20 日）

在地の諸勢力が姿を見せている。

また、パミエの異端審問法廷（1318-25 年）の状況は次のように整理されている。尋問が 578 件（出頭した被疑者の尋問 418 件、証人の尋問 160 件）で、これらは 98 件の書類にまとめられる。開廷日数は 1320 年（106 日）、1321 年（93 日）、1322 年（43 日）、1323 年（55 日）、1324 年（42 日）、1325 年（22 日）であり、370 日間の活動が確認できる。史料に名前が登場する 114 名中、男性 66 名、女性 48 名であり、大多数（92 名）がサバルテス地方の出身者であった。これにはカタリ派完徳者のオーティエ兄弟（アックス・レ・テルム町民）が大きく影響していたと考えられる。また、114 名中 94 名が出頭しており、若干名の貴族、聖職者、公証人は含まれるものの、大部分は農民、職人、零細商人であった。モンタイユ村からは 25 名の被告と若干名の証人が出ており、隣村プラドからの被告 3 名と合わせて、アイヨン地方で 28 名が記載される。

パミエ法廷では公証人が文書作成の任に当たっていた。ギヨーム・ペイレ・バルト（司教の公証人）、そのあとを継いだギエム・ナディニ（国王の公証人であり異端審問に関しては司教の公証人）をはじめとして、バタイユ・ド・ラ・ペンヌ（司教の公証人）、ジャン・ストラボー（都市パミエの公証人であり異端審問に関しては司教の公証人）、アルノー・レーモン・ファルク（パミエの聖職者でありフランス国王と司教の公証人）など、複数の公証人が書記として活動していた。また、審問記録の筆写に当たった人物として、ジャン・ジャボー（トゥールーズの公証人）とレノー・ジャボー（トゥールーズの公証人）の名前も確認でき、およそ 15 名の公証人がこの審問記録に関わっていた。

こうした特徴は他の異端審問とも共通している。たとえば、ベルナール・ギーによる『トゥールーズ判決集』（1308-1323 年）では、公証人 4 名が書記として関わっており、うち 2 名はトゥールーズの公証人（*publicus Tholose notarius*）であった⁴³。異端審問の記録は公証人によって所定の書式に沿って作成されていた。

また、被告への尋問の仕方についても他の異端審問との共通性を見出すことは可能である。異端審問官は 13 世紀半ば以降『審問マニュアル』に沿って尋問を行っていた。こうした手法が異端把捉という共通の目的に合致していたからである。そのため尋問は定型的になる傾向にあった⁴⁴。たとえば、ベアトリス・ド・プラニッソルの告白（1320 年 7 月 23 日）を見てみよう⁴⁵。

⁴³ トゥールーズで開かれた計 13 回の総説教での判決記録について、1 人での作成が 2 件、2 名での作成が 10 件、3 名での作成が 1 件であった。このうち最も多い組み合わせは、*Jacobus Marquesii* と *Petrus de Claveriis* による 9 件である。<Et ego Jacobus Marquesii, notarius inquisitionis, presens interfui et recepi et hic manu propria mea subscripsi et signo meo solito signavi. Et ego Petrus de Claveriis, publicus Tholose notarius et juratus officii inquisitionis, presens interfui et recepi et de mandato prefatti domini inquisitoris hic scripsi et signo meo solito signavi.>

⁴⁴ 図師宣忠「異端者の情報にアクセスする—中世南フランスにおける異端審問記録の作成・保管・利用」高田京比子ほか編『中近世ヨーロッパ史のフロンティア』（昭和堂、2021 年）、169-192 頁。

⁴⁵ Duvernoy, *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier* (1965), I, p. 218. <fuit interrogata ... si habuit conversacionem et familiaritatem aliquam cum Petro, Guillelmo, Iacobo Auterii hereticis et aliis hereticis, adorando eos, videndo, dando eis vel mittendo aliquid vel alias quocumque modo eis favendo, que respondit per suum iuramentum quod non, nisi...>

「異端者ピエール・オーティエ、ギヨーム・オーティエ、ジャック・オーティエおよび他の異端者たちと親密に交流をもったか、彼らを礼拝したか、彼らと面会したか、彼らに何か贈り物をしたか、あるいは何らか別の仕方彼らを援助したか、と問われると彼女は答えた。いいえ。誓いにかけて。ただし……」

また、ブリュンヌ・プリュセルの告白（1320年12月18日）は次のようなものである⁴⁶。

「この者たちが異端者を礼拝しているのを見たか、と問われると彼女は答えた。いいえ、と言うのもすぐに家を出たので。この者たちが異端者に何かを渡しているのを見たか」と問われると、いいえと答えた。異端者がこの者たちに何を言っていたか覚えているかと問われると、いいえと答えた。」

審問マニュアルの集大成とも言えるベルナール・ギー『審問官提要』（1323年頃）のカタリ派の帰依者に対する尋問リストの中には、次のような項目が含まれている⁴⁷。「その者たち（異端者）とは親しい関係にあったか（item, si habuit aliquam familiaritatem cum eis ...）」、「彼らを礼拝したか、誰かが彼らを礼拝するのを見たか（item, si adoravit eos vel vidit ab aliis adorari）」。

審問マニュアルは13世紀半ば以降に作られて受け継がれてきた。『ナルボンヌの訴訟手順（*Ordo processus Narbonensis*）』（1248/49年）⁴⁸、『異端者に対して取られるべき方法の教示（*Doctrina de modo procedendi contra haereticos*）』（1271年以降）⁴⁹にも、先のベアトリスやブリュンヌへの質問と共通した項目が見出せる。ジャック・フルニエは先行するさまざまな異端審問のテキストを参照しながら異端問題に対処していたと考えられるのである。

ジャック・フルニエと同時代の異端審問官たちは、それぞれの法廷の審問記録にアクセスしながら共通の異端者の情報を蓄積していた。ここでのメインのターゲットはカタリ派の完徳者ピエール・オーティエとジャック・オーティエであったが、『ジャック・フルニエ審問記録』と『ジョフロワ・ダブリ審問記録』、ベルナール・ギーの『トゥールーズ判決記録』には共通して彼らの記述が記録されている。つまり、『ジャック・フルニエ審問記録』は何をおいても異端審問の産物であり、そのような記録として読まれる必要があるのだ。

⁴⁶ Duvernoy, *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier* (1965), I, p. 384. <Interrogata si vidit quod predicti dictum hereticum adorassent, respondit quod non, quia incontinenti recessit. Interrogata si vidit quod tune predicti aliquid dicto heretico darent, respondit quod non. Interrogata si recordatur de verbis que dictus hereticus dicebat predictis personis, respondit quod non.>

⁴⁷ Bernard Gui, *Manuel de l'Inquisiteur*, ed. G. Mollat, 2 vols (Paris, 1926), vol. 1, pp. 26-33.

⁴⁸ <Si hereticum adoravit, vel caput inclinavit, vel genua flexit, vel dixit *Benedicite* coram eis...> <Si aliter habuit familiaritatem seu participationem cum hereticis vel Valdensibus, seu quoque modo...> K. -V. Selge, ed., *Texte zur Inquisition* (Gütersloh, 1967), pp. 71-72.

⁴⁹ <Si hereticum adoravit, aut caput inclinavit vel genua flexit, vel dixit *benedicite* coram eis...> <Si aliter habuit familiaritatem vel participationem cum heretico vel Valdensi quoquemodo...> *Thesaurus novus anecdotorum*, éd. E. Martène et U. Durand, 5 vols (Paris, 1717), vol. 5, col. 1805.

おわりに

そもそも異端審問記録はこれまでどのように捉えられてきたのだろうか。異端審問には嘘やごまかし、スパイの存在、拷問の恐怖などさまざまな要素が含まれているため、信頼性に問題があることは古くから指摘されてきた。史料批判は古くからなされてきたが、近年、権力の観点を踏まえた捉え方がなされるようになっていく。

かつてH・グルントマンによる「史料批判」のアプローチは、R・ラーナーやG・メルローに引き継がれ⁵⁰、審問官に嘘をつく証言者、証言者の語りに対して異端審問の質問パターンがもたらす影響、審問官の強制（威圧）の策略といった問題がすでに扱われてきた。ただし、そこでの前提として、異端審問の言語とプロセスが被告の「真の」声に対して「ヴェール」ないし「マスク」をつけてしまうが、そのヴェールを見透かすこと、また史料からサバルタンの声を復元することが歴史家の仕事であるという理解がなされていた。これに対して、どのようにヴェールを見透かすのか、果たして証言者を「真の語り手」と見なすことができるのかということが近年指摘されている。ジャック・フルニエの異端審問記録をめぐる最近の研究でも、異端審問法廷に呼ばれた農民や異端者たちが自分の信念を守るために物語を語る主体となりうるかに焦点が当てられてきた。たとえば、ナンシー・ストークは、審問官による執拗な尋問がフルニエの審問記録の全体構造をなしていることを指摘し、被告の告白を分析することで、それぞれの異端に関する「真実」がどのように確立されたかを明らかにした。いずれの場合も、被告の書物に関する知識が告白の背景にあり、フルニエがこだわったのはその点にあるとする⁵¹。またジョン・アーノルドによれば、異端審問において告白がなされる場、およびそれらが記述される仕方という二つの権力のコンテクストを検討しなければならないとされ、方法論を練り上げることはもちろんだが、異端審問を取り巻く権力関係についても批判的に検討する必要が唱えられている⁵²。

『フルニエ審問記録』に含まれる供述の内容は、たしかに他の供述記録よりも「豊か」である。実際、ル＝ロワ＝ラデュリが依拠したヴィダル（1906年）もこの審問記録について「カタリ派異端に関する歴史だけでなく、中世の農村の職人、農民、羊飼いや、非常に慎まし

⁵⁰ Herbert Grundmann (trans. by Steven Rowan), "Heresy Interrogations in the Late Middle Ages as a Source-Critical Problem", in *Herbert Grundmann (1902-1970), Essays on Heresy, Inquisition, and Literacy*, ed. Jennifer Kolpacoff Deane, Woodbridge, 2019, pp.126-179 (原著：1965年). Robert E. Lerner, *The Heresy of the Free Spirit in the Later Middle Ages*, Berkeley, 1972. Grado G. Merlo, "Coercition et orthodoxie: Modalités de communication et d'imposition d'un message religieux hégémonique." dans *Faire croire: Modalités de la diffusion et de la réception des messages religieux du XIIe au XVIe siècle*, éd. André Vauchez, Rome, 1981, pp. 101-18.

⁵¹ Nancy P. Stork, 'Cathar and Jewish confessions to the Inquisition at Pamiers, France 1318-1325', *Multilingua* 18-2/3 (1999), pp. 251-265.

⁵² John H. Arnold, "The Historian as Inquisitor: The Ethics of Interrogating Subaltern Voices." *Rethinking History*, 2: 3 (1998), pp. 379-86; id., *Inquisition and Power: Catharism and the Confessing Subject in Medieval Languedoc*, Philadelphia, 2001. また、次の文献も参照。Julien Théry, 'L'hérésie des bons hommes. Comment nommer la dissidence religieuse non vaudoise ni béguine en Languedoc? (XIIe-XIVe s.)', *Heresis: Revue d'hérésiologie médiévale. Editions de textes, recherche*, 36-37 (2002), pp. 75-117; Danielle Laurendeau, 'Le village et l'inquisiteur: Faire parler et savoir taire au tribunal d'Inquisition de Pamiers (1320-1325)', *Histoire & Sociétés Rurales*, 34(2010), pp. 13-52; J. Sherwood, 'The Inquisitor as Archivist, or Surprise, Fear, and Ruthless Efficiency in the Archives', *The American Archivist*, 75: 1 (2012), pp. 56-80.

い環境における農民の習俗、迷信、信仰に関する歴史も、それに劣らず有益であることを付け加えておきたい。民俗学そのものが、興味深いデータで豊かになっていくだろう」と述べ、この史料が民俗誌に対しても深い洞察を与えてくれることを認めていた⁵³。だが、ル=ロワ=ラデュリはそこからさらに進んで、「もしジャック・フルニエが異端審問官の役目に専念するつもりだったら異端迫害以外のことは考えなかっただろうに、この証言はその枠をはるかに越えている」と、ジャック・フルニエがあたかも異端審問の目的から離れて情報を収集していったかのような前提に立つ。ル=ロワ=ラデュリが序章の最後において、「[ジャック・フルニエは] 微に入り細をうがつ執念で、村の正統信仰とその逸脱をこえて、生活そのものを照らし出した。だから本書の内容はジャック・フルニエの審理にかかったモンタイユの、あるがままの姿であると同時に認識自覚された姿である。本書はただひとつの村落を描出するという観点から、それを集めなおし、組み立て変えたにすぎない」とするとき、それは「異端審問から民俗誌へ」の無茶な跳躍となつてはいなかっただろうか。パトリック・ブシュロンが言うように、ジャック・フルニエはモンタイユの住民を「理解」しようとしたのではない。異端の根絶に取り組んでいたのであり、村の民俗学に取り組んでいたわけではないのだ⁵⁴。史料が「豊か」とであるというのは後世の歴史家にとって、という意味であり、ジャック・フルニエによる審問記録作成の目的はあくまで一般信徒の誤った行為を発見し、彼ら／彼女らを正統へと引き戻し、その靈魂を救済することであつたと捉えるべきであろう。その意味で、私たちは『フルニエ審問記録』を特別視するのではなく、作成目的を同じくするはずの他の審問記録との比較を通じて、この審問記録を異端審問の歴史の中に位置づけなおすことが求められているのである。

ここまで、異端審問記録という「歪んだ窓」を通じて過去の世界を見通す際にどのようなことに注意すべきか、史料に含まれるバイアスという観点から所感を書き連ねてきた。最後に、このたび刊行された拙共編著『史料と旅する中世ヨーロッパ』に引きつけて本稿を締めくくりたい⁵⁵。本書は、史料に着目しながら高校世界史の教科書や西洋史の概説書などの歴史叙述の背景を探り、どのような史料の「読み」に基づいて歴史像が作られてきた／いるのかを考え、読者が自ら試行錯誤しながら歴史実践することを目的としたものである。そのために、定説とされる歴史像という「結果」を提示するだけではなく、いかにして史料を読み解いて歴史像を作り上げるかという議論の「過程」を見せること、言わば「歴史家のアトリエ」に招待して歴史学の技法に触れてもらうことが重要だと考えた。それぞれにバイアスのかかった史料を読み解いた先にどのような景色が広がっているだろうか。そこに生きる人々に寄り添ってみることで何が見えてくるだろうか。そしてそこでの「気づき」をいかにして伝え合うことができるだろうか。そうして得られたスキルは、私たちが生きる現代社会

⁵³ Vidal, *Le tribunal d'inquisition* (1906), p. 6.

⁵⁴ Patrick Boucheron, 'Le dossier Montaillou', *L'histoire*, 259, novembre 2001, pp. 46-47. これに対するル=ロワ=ラデュリの悲観的な返答も参照。Emmanuel Le Roy Ladurie, 'Retour à Montaillou', *L'histoire*, 261, janvier 2002, pp. 28-29.

⁵⁵ 図師宣忠・中村敦子・西岡健司編『史料と旅する中世ヨーロッパ』（ミネルヴァ書房、2025年）。

の諸課題に向き合い取り組む上でも有用であるはずだ。高校に「歴史総合」が導入され、「歴史的思考力」の涵養が求められる今だからこそ、歴史実践のあり方を改めてしっかりと振り返っておきたいと思う。

(甲南大学教授)